

## 平成26年第3回那須烏山市議会6月定例会（第5日）

平成26年6月10日（火）

開議 午前10時00分

閉会 午後10時42分

## ◎出席議員（18名）

1番	相馬正典	2番	小堀道和
3番	滝口貴史	4番	矢板清枝
5番	望月千登勢	6番	田島信二
7番	川俣純子	8番	渋井由放
9番	久保居光一郎	10番	渡辺健寿
11番	高德正治	12番	佐藤昇市
13番	沼田邦彦	14番	樋山隆四郎
15番	中山五男	16番	高田悦男
17番	小森幸雄	18番	平塚英教

## ◎欠席議員（なし）

## ◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄
副市長	國井豊
教育長	池澤進
会計管理者兼会計課長	羽石徳雄
総合政策課長	坂本正一
秘書政策室長	福田光宏
総務課長	清水敏夫
税務課長	小口久男
市民課長	大野治樹
福祉事務所長兼健康福祉課長	樋山洋平
こども課長	青木敏
農政課長	堀江豊水
商工観光課長	堀江功一
環境課長	雫友二

都市建設課長	高 田 喜一郎
上下水道課長	大 谷 頼 正
学校教育課長	網 野 榮
生涯学習課長	佐 藤 新 一
文化振興課長	両 方 裕

◎事務局職員出席者

事務局長	平 山 隆
書 記	薄 井 時 夫
書 記	大 鐘 智 夫

○議事日程

- 日程 第 1 議案第 3号 条例の制定について  
※委員長報告～質疑～討論～採決
- 日程 第 2 請願書等審査結果の報告について（議長提出）
- 日程 第 3 決議案第1号 特殊詐欺を撲滅し、市民生活の安全・安心を確保する決議について（委員長提出）
- 日程 第 4 発議第 1号 J R 烏山線利用促進対策特別委員会の設置について（議員提出）
- 日程 第 5 発議第 2号 行財政改革調査特別委員会の設置について（議員提出）
- 日程 第 6 報告第 3号 特別委員会委員の報告について（議長提出）
- 日程 第 7 報告第 4号 特別委員会委員長及び副委員長の報告について（議長提出）
- 日程 第 8 閉会中の継続調査の申し出について
- 

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

**[午前10時00分開議]**

○議長（佐藤昇市） 皆さん、おはようございます。6月定例会、最終日でございます。本日も議会傍聴に足を運んでいただきまして大変ありがとうございます。

ただいま出席している議員は18名全員です。定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

**◎日程第1 議案第3号 条例の制定について**

○議長（佐藤昇市） 日程第1 議案第3号 条例の制定についてを議題とします。本案については、去る3日の本会議において所管の常任委員会に審査を付託しております。審査結果について総務企画常任委員長の報告を求めます。

9番久保居光一郎総務企画常任委員長。

**[総務企画常任委員長 久保居光一郎 登壇]**

○総務企画常任委員長（久保居光一郎） 平成26年6月3日の本会議において、本委員会に付託された議案第3号 那須烏山市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についての審査結果について御報告をいたします。去る6月6日の金曜日に第1委員会室において、委員6名の出席のもと、担当課長等の説明を受け、詳細について質疑を行いながら、慎重に審査を実施いたしました。

その結果、この議案は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって、条例審査の結果報告といたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で、総務企画常任委員長の報告が終わりました。

これより委員長に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより委員長報告の審査結果について、討論に入ります。

まず、報告に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第1 議案第3号 那須烏山市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決いたしました。

---

## ◎日程第2 請願書等審査結果の報告について

○議長（佐藤昇市） 日程第2 請願書等審査結果の報告についてを議題といたします。

常任委員会の審査の経過と結果について、常任委員会の報告を求めます。

文教福祉常任委員会委員長沼田邦彦議員の報告を求めます。

13番沼田邦彦文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 沼田邦彦 登壇〕

○文教福祉常任委員長（沼田邦彦） 御報告申し上げます。

去る6月3日の本会議において、文教福祉常任委員会に付託されました陳情書第2号 介護・医療総合確保法案の撤回を求める陳情について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会は、去る6月6日第2委員会室において、委員全員出席のもと慎重に審査を行いました。陳情提出者の説明を受けた上での審査となりましたが、一部趣旨は理解できるものの、既に今国会で国政レベルの審議が進んでいる状況であり、また、現行制度の維持も困難な財政状況の中、さらに維持を求める申し出は難しく、持続可能な介護・医療制度の確保のためには、やむを得ないと判断するとの意見が多く、全会一致で不採択にすべきものと決定しました。

以上で、審査結果の報告を終わります。

○議長（佐藤昇市） 以上で、委員長の報告が終わりました。

これより委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより委員長の報告の審査結果について、討論に入ります。

まず、報告に対する反対討論の発言を許します。

18番平塚英教議員。

**○18番（平塚英教）** 陳情書第2号 介護・医療総合確保法案の撤回を求める陳情書の審査結果、不採択に反対を申し上げます。

この医療・介護総合確保法案は、まさに税と社会保障の一体改革と称して、消費税増税と一体で推進されてきたものであります。消費税増税が国民の暮らしに重くのしかかっている一方で、大規模な社会保障の給付減、負担増が進められております。増税は社会保障のためというごまかしは、まさに通用いたしません。

この法案は負担増にとどまらず、介護保険給付の対象を制限し、病院のベッド削減を強制的に進めるものであります。国民を公的保険による医療介護サービスから排除することにつながるものであります。

まず第1に、要支援1、2の訪問、通所介護を保険給付から外し、市町村の地域支援事業におきかえるとしております。要支援者の給付費を3から4%の伸びに抑え込むため、総予算の圧縮、サービス単価や人件費の切り下げ、利用者の負担増を想定しております。

全国210の地方自治体で異議を唱える意見書が採択され、市町村に受け皿はなく、サービスに地域格差が生じる。要支援の重病化が進み、介護財政を圧迫するなどの声があふれております。自治体からこれだけ反発が出ているという1点を見ても、この法案は撤回し、一からやり直すべきであります。

第2に、特養老人ホームの入所を原則として要介護3以上に限定することです。特養待機者は全国52万人、そのうち17万8,000人が要介護1、2の方であります。これが入所を閉ざされてしまいます。特養待機者が激増している原因は、高齢者の貧困の拡大にあります。政府は特養の整備増設を抑制し、有料老人ホームやサービスつき高齢者住宅など、低所得者が利用できない施設を推進してまいりました。人生の終末期にこんな悲惨な暮らししか提供できない。そのような国でよろしいでしょうか。

第3に、利用者の2割負担の導入、低収入で介護施設に入所する人に対する補足給付の縮小など、住宅でも施設でも利用料の大幅な負担増を盛り込んでおります。政府が検討する2割負担導入のラインは、医療保険の現役並み所得者の所得水準よりもはるかに低いもので、高齢者全体の2割にも及びます。要介護の高齢者は利用料のほかにも医療費の窓口負担や通院費、ショートステイの食費など自己負担が強いられております。年金削減の被害も直撃をしております。負担増がサービス利用の抑制と重症化を引き起こし、さらなる保険財政の悪化を招くとい

う悪循環を招くこととなります。

第4に、都道府県主導で病床の再編、削減を推進する仕組みが盛り込まれております。厚生労働省は都道府県の病床計画に病院が従わない場合、医療機関名の公表、各種補助金や融資対象からの除外など、制裁措置をとるとして医療機関を脅かし、いざというときには強権を発動する国民の医療機関を選択する権利を奪うこととなります。日本の医療制度の根本原則であるフリーアクセスに対する重大な挑戦であります。

さらに、医療事故を調査する第三者機関、組織の創設。介護士による特定医療行為の代替など、制度改変が盛り込まれております。これらは別々の法案として慎重に審査すべきものであります。政府は社会保障の基本理念として、自助、自立と家族の支え、地域の助け合いを強調しております。

憲法第25条は生存権を保障し、社会保障増進の責務は国にあると定めております。社会保障の基本は、自助、自立ではなく、公的責任であり、世界人権宣言などにうたわれている世界の社会保障制度の根幹をなす理念ではありませんか。憲法第25条で定められている社会保障に対する国の責任を投げ捨てるものにほかなりません。

今回の医療・介護総合確保法案は高齢者の介護は打ち切る、医療は追い出す。こういう法案であります。ますますこれでは保険あって介護なしの制度に介護保険は改悪することになりますし、医療についてもお年寄りの行き場がなくなると。こういうことにつながってまいります。

そういうような日本の社会保障の根幹にかかわる制度をこのように推進している医療・介護総合確保法案は、衆議院は通過しましたが、今は参議院で審議中でございます。まさに今、審議中のこの悪法をここで食いとめなければ意味がありません。

そういうことで、私はあくまで介護・医療総合確保法案は、自治体の財政や行政の運営を圧迫するものであり、また、高齢者に対して福祉を後退させるとんでもない悪法だと。撤回以外ないということを改めて訴えまして、陳情書の審査結果について反対の意を唱えるものであります。

以上で反対討論を終わります。

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。日程第2 請願書等審査結果の報告について、文教福祉常任委員会委員長から報告のあった陳情書第2号 介護・医療総合確保法案の撤回を求める陳情について、報

告どおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐藤昇市） 起立多数と認めます。

よって、陳情書第2号については、委員会の報告のとおり決定いたしました。

---

◎日程第3 決議案第1号 特殊詐欺を撲滅し、市民生活の安全・安心を確保する  
決議について

○議長（佐藤昇市） 日程第3 決議案第1号についてを議題とします。

書記に朗読させます。

○議会事務局長（平山 隆） 決議案第1号。特殊詐欺を撲滅し、市民生活の安全・安心を確保する決議について。上記について、別紙のとおり提出する。平成26年6月10日提出。

提出者 那須烏山市議会議員久保居光一郎。賛成者 那須烏山市議会議員沼田邦彦、賛成者那須烏山市議会議員川俣純子。なお、決議案本文の朗読は省略いたします。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 次に、提出者の趣旨説明を求めます。

9番久保居光一郎議員。

[9番 久保居光一郎 登壇]

○9番（久保居光一郎） ただいま上程されました決議案第1号について、提案の主旨を説明いたします。

平成15年ごろから多発しているおれおれ詐欺等の特殊詐欺は、近年、全国的に急増し、国民生活を脅かす大きな社会問題となっております。安全で安心な那須烏山市の実現は、市民全ての願いであり、市民の負託を受けた我々の重大な責務であります。特殊詐欺は、人々の不安につけ込み、家族の愛情を悪用し、市民の財産を奪う卑劣な犯罪であり、特に抵抗する力の弱い高齢者や女性を標的にする、決して許すことのできない犯罪であります。

本議会は、市民生活の安全・安心を確保する立場から、関係機関、団体との連携を強化し、市民一体となって特殊詐欺撲滅を目指して全力で取り組んでいくことを決議するものであります。

以上をもって提案の趣旨説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で、提出者の趣旨説明が終わりました。

お諮りいたします。本案に対する質疑を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略いたします。

採決いたします。日程第3 決議案第1号 特殊詐欺を撲滅し、市民生活の安全・安心を確保する決議について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、決議案第1号については、原案のとおり可決いたしました。

日程第4 発議第1号 JR烏山線利用促進対策特別委員会の設置及び日程第5 発議案第2号 行財政改革調査特別委員会の設置についての2議案を一括して議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

---

◎日程第4 発議第1号 JR烏山線利用促進対策特別委員会の設置について

◎日程第5 発議第2号 行財政改革調査特別委員会の設置について

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（平山 隆） 発議第1号。JR烏山線利用促進対策特別委員会の設置について。那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第8条の規定により、次のとおり特別委員会を設置するものとする。平成26年6月10日提出。提出者 那須烏山市議会議員久保居光一郎。賛成者 那須烏山市議会議員小堀道和。賛成者 那須烏山市議会議員滝口貴史。賛成者 那須烏山市議会議員田島信二。賛成者 那須烏山市議会議員川俣純子。賛成者 那須烏山市議会議員沼田邦彦。

1 委員会の名称 JR烏山線利用促進対策特別委員会。2 設置の目的 JR烏山線の利用促進対策に関する調査研究のため。3 設置の期間 設置の日から調査終了の日まで。4 委員の定数 9名。

発議第2号。行財政改革調査特別委員会の設置について。那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第8条の規定により、次のとおり特別委員会を設置するものとする。平成26年6月10日提出。賛成者 那須烏山市議会議員久保居光一郎。賛成者 那須烏山市議会議員小堀道和。賛成者 那須烏山市議会議員滝口貴史。賛成者 那須烏山市議会議員田島信二。賛成者 那須烏山市議会議員川俣純子。賛成者 那須烏山市議会議員沼田邦彦。

1 委員会の名称 行財政改革調査特別委員会。2 設置の目的 行財政改革に関する調査研究のため。3 設置の期間 設置の日から調査終了の日まで。4 委員の定数 9名。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 発議第1号及び発議第2号について提出者の趣旨説明を求めます。

9番久保居光一郎議員。

〔9番 久保居光一郎 登壇〕

○9番（久保居光一郎） ただいま上程となりました発議第1号 JR烏山線利用促進対策特別委員会の設置について、提案の趣旨について説明いたします。

ことしの3月15日、国内で初めての蓄電池で駆動する電車アキュムが烏山線で運行を始め、当日は多くの鉄道ファンや乗客でにぎわいました。このことは本市活性化の足がかりとなり得ることであり、議会としても利用促進について調査研究を行う特別委員会を設置することから、名称をJR烏山線利用促進対策特別委員会。設置の目的をJR烏山線の利用促進対策に関する調査研究のため。設置の期間を設置の日から調査終了の日まで。委員定数を9名とする特別委員会の設置について提案をするものであります。

続きまして、発議第2号 行財政改革調査特別委員会の設置について、提案の趣旨について説明いたします。

那須烏山市総合計画後期基本計画が2年目を迎える中、本市の市債残高は依然として多く、財政の硬直化を起こす原因にもなっており、計画達成のためにも財政基盤の安定が急務となっております。そのために、議会としても計画に掲げた施策実現に向け、コスト削減など効率的、効果的な事業展開が行われているかを検証しなければなりません。

よって、それらについて調査研究を行う特別委員会を設置することから、名称を行財政改革調査特別委員会。設置の目的を行財政の改革について調査研究のため。設置の期間を設置の日から調査終了の日まで。委員定数を9名とする特別委員会の設置について、提案をするものであります。

以上をもって提案の趣旨の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で、主旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を終結することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第4 発議第1号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5 発議第2号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号については、原案のとおり可決いたしました。

---

### ◎日程第6 報告第3号 特別委員会委員の報告について

○議長（佐藤昇市） 日程第6 報告第3号 特別委員会委員の報告についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（平山 隆） 報告第3号 特別委員会委員の報告について。那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第8条第3項において準用する第4条第1項の規定により、特別委員会委員の選任をしたので、次のとおり報告する。平成26年6月10日提出。那須烏山市議会議長佐藤昇市。

J R 烏山線利用促進対策特別委員会9名。小堀道和。望月千登勢。田島信二。川俣純子。渡辺健寿。高德正治。中山五男。高田悦男。平塚英教。

行財政改革調査特別委員会9名。相馬正典。滝口貴史。矢板清枝。渋谷由放。久保居光一郎。佐藤昇市。沼田邦彦。樋山隆四郎。小森幸雄。

以上です。

○議長（佐藤昇市） お諮りいたします。特別委員会委員の選任については、委員会設置及び運営条例第8条により準用する第4条の規定により、議長が指名することになっておりますので、ただいま朗読したとおり、各特別委員会委員を選任いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時32分

○議長（佐藤昇市） 休憩前に引き続き再開いたします。

---

#### ◎日程第7 報告第4号 特別委員会委員長及び副委員長の報告について

○議長（佐藤昇市） 日程第7 報告第4号 特別委員会委員長及び副委員長の報告についてを議題といたします。

那須烏山市委員会設置及び運営条例第11条第2項の規定による委員長、副委員長の互選をしたので、次のとおり事務局長に報告させます。

○議会事務局長（平山 隆） 報告第4号 特別委員会委員長及び副委員長の報告について。那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第11条第2項の規定による委員長及び副委員長の互選をしたので、次のとおり報告する。平成26年6月10日提出。那須烏山市議会議長佐藤昇市。JR烏山線利用促進対策特別委員会委員長高田悦男。副委員長田島信二。行財政改革調査特別委員会委員長樋山隆四郎。副委員長矢板清枝。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 特別委員会委員長、副委員長の互選については、ただいまの報告のとおり互選されました。

---

#### ◎日程第8 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（佐藤昇市） 日程第8 閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（平山 隆） 平成26年6月10日。那須烏山市議会議長佐藤昇市様。総務企画常任委員会委員長久保居光一郎。閉会中の継続調査の申し出について。本委員会は、次の調査事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、那須烏山市議会会議規

則第110条の規定により申し出ます。

事件1 地域主権に関する事項。2 防災に関する事項。3 税の収納対策に関する事項。4 その他所管に属する事項。理由 閉会中の所管事務の調査研究のため。期間 総務企画常任委員会委員の任期の期間。

以下、常任委員会、特別委員会については同じ規則に基づいておりますので、委員長名、事件、理由、期間のみ朗読いたします。

文教福祉常任委員会 文教福祉常任委員会委員長沼田邦彦。事件1 こどもの教育に関する事項。2 福祉、医療に関する事項。3 歴史、文化に関する事項。4 その他所管に関する事項。理由 閉会中の所管事務の調査研究のため。期間 文教福祉常任委員会委員の任期の期間。

経済建設常任委員会 経済建設常任委員会委員長川俣純子。事件1 産業振興対策に関する事項。2 環境対策に関する事項。3 その他所管に関する事項。理由 閉会中の所管事務の調査研究のため。期間 経済建設常任委員会委員の任期の期間。

議会運営委員会 議会運営委員会委員長高德正治。事件1 議会の運営に関する事項。2 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項。3 議長の諮問に関する事項。理由 閉会中の議会運営に関する事項等の調査研究のため。期間 議会運営委員会委員の任期の期間。

議会広報委員会 議会広報委員会委員長渡辺健寿。事件1 議会の活動状況の広報に関する事項。2 その他特に必要と認めた事項。理由 閉会中の議会広報に関する調査研究のため。期間 議会広報委員会委員の任期の期間。

J R 烏山線利用促進対策特別委員会 J R 烏山線利用促進対策特別委員会委員長高田悦男。事件1 J R 烏山線利用促進対策に関する事項。2 その他特に必要と認めた事項。理由 閉会中のJ R 烏山線利用促進対策に関する事項等の調査研究のため。期間 調査終了の日まで。

行財政改革調査特別委員会 行財政改革調査特別委員会委員長樋山隆四郎。事件1 市の行財政運営の改革、改善に関する事項。2 その他特に必要と認めた事項。理由 閉会中の行財政改革に関する調査研究を行うため。期間 調査終了の日まで。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報委員会委員長及び特別委員会委員長から、会議規則第110条の規定によりお手元に配付いたしました申し出のとおり、閉会中の継続審査の申し出が提出されております。

お諮りいたします。これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、これを承認することに決定いたしました。

これもちまして、本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

ここで、市長の挨拶を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇 挨拶〕

○市長（大谷範雄） 平成26年第3回那須烏山市議会6月定例会の閉会にあたりまして、御挨拶申し上げます。

今次定例会、6月3日を初日に、本日まで8日間にわたりまして慎重審議をいただきました。上程をいたしましたいずれの議案も、原案のとおり可決、御決定をいただき、まことにありがたく、感謝とお礼を申し上げます。審議の中で賜りました御意見、御提言は、今後の市政運営にあたり十分心して努めてまいりたいと存じますので、何とぞ御理解を賜りたいと存じます。

さて、定例会の冒頭、また、一般質問におきましても答弁をさせていただきましたが、将来消滅可能性都市の影響は非常に大きいものがございます。特に八溝地域の4市町といたしましては、大変危惧をいたしておりますことから、今後、その対策を講じることは喫緊の課題と考えております。

そのような中で、平成34年第77回国民体育大会が栃木県で開催されますことから、種目別会場を本市に誘致できますよう市長会を通じまして、市町村長会議等で強く要望をいたしております。また、今後も要望してまいる所存でございます。

全国レベル大会を本市で開催することは、観光人口あるいは交流人口の増加、その他経済効果は計り知れないものがあると考えておりますことから、観光振興、地域経済の活性化対策のため、今後も強く要望してまいる所存であります。

また、本年10月には第27回全国健康福祉祭栃木大会ねんりんピック栃木2014が本県で開催されます。10月5日には、那須烏山市を会場といたしまして俳句の交流大会が予定をされておりますことから、多くの方々が来訪されるものと期待をいたしております。本市といたしましても、おもてなしの心を大切に、訪れる方々や市民の皆様の交流が十分に図れ、地域経済の活性化につながるよう、オール那須烏山市体制で取り組む所存であります。

さて、関東甲信地方も梅雨入りとなりました。気象庁によりますと、ことしの夏は異常気象となるエルニーニョ現象が発生をする可能性が高いといたしております。そのため、日本の夏の天候は、低温、多雨、寡照となる傾向がございます。5年前の2009年は日照不足になりまして、7月に中国、九州北部で豪雨が発生するなどの被害が発生しておりますことを考慮すると、常日ごろの集中豪雨に備え、避難場所あるいは避難経路を確認しておくことが必要であります。そのため防災訓練等を実施をし備えることが、防災力、減災力向上のために大切になってまいります。

梅雨寒で体調を崩しやすい時期であります。議員各位におかれましては、これから各種行事への参加あるいは各種議員活動など、特に御多忙な日々を過ごされることと存じます。健康に十分に留意をされまして、引き続き市政発展に御尽力を賜りますことをお祈り申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（佐藤昇市） 以上で6月3日から本日までの8日間にわたりました、定例会の日程は全部終了いたしました。各位の御協力、大変ありがとうございました。

---

○議長（佐藤昇市） これで、平成26年第3回那須烏山市議会6月定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

[午前 10時42分閉会]

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成26年9月2日

議 長 佐 藤 昇 市

署 名 議 員 滝 口 貴 史

署 名 議 員 矢 板 清 枝